

## ・基本診療料の施設基準等に係る届出

☆医師事務作業補助体制加算Ⅰ(25:1)

☆医療安全対策加算Ⅰ

医療安全対策地域連携加算Ⅰ

☆栄養サポートチーム加算

☆回復期リハビリテーション病棟入院料Ⅰ

体制強化加算Ⅰ

☆看護職員夜間12対1配置加算Ⅰ

☆患者サポート体制充実加算

☆感染対策向上加算Ⅰ

(注2)指導強化加算

☆救急医療管理加算

☆急性期看護補助体制加算(25:1)

(看護補助者5割以上)

夜間(100:1)急性期看護補助体制加算

夜間看護体制加算

看護補助体制充実加算

☆急性期一般入院基本料Ⅰ

☆後発医薬品使用体制加算3

☆呼吸ケアチーム加算

☆歯科外来診療環境体制加算Ⅰ

☆歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

☆重症者等療養環境特別加算

☆術後疼痛管理チーム加算

☆診療録管理体制加算Ⅰ

☆せん妄ハイリスク患者ケア加算

☆地域医療体制確保加算

☆地域包括ケア病棟入院料2

看護職員配置加算(注3)

看護補助体制充実加算(注4)

看護職員夜間配置加算(注7)

☆データ提出加算2イ

☆入退院支援加算Ⅰ

地域連携診療計画加算

入院時支援加算

☆認知症ケア加算Ⅰ

☆ハイケアユニット入院医療管理料Ⅰ

早期栄養介入管理加算(告示注4)

☆排尿自立支援加算

☆ハイリスク妊娠管理加算

☆ハイリスク分娩等管理加算

ハイリスク分娩加算

地域連携分娩管理加算

☆病棟薬剤業務実施加算Ⅰ

## ・特掲診療料の施設基準等に係る届出

☆BRCA1/2 遺伝子検査

☆CAD/CAM冠

及びCAD/CAMインレー

☆CT撮影及びMRI撮影

(CT16列・MRI1.5テスラ)

☆CT透視下気管支鏡検査加算

☆HPV核酸検出及びHPV核酸検出

(簡易ジェノタイプ)

☆医科点数表第2章第10部手術の通則の  
16に掲げる手術(胃瘻造設術)

☆医療機器安全管理料Ⅰ

☆胃瘻造設時嚥下機能評価加算

☆院内トリアージ実施料

☆運動器リハビリテーション料Ⅰ

☆外来化学療法加算Ⅰ

☆外来腫瘍化学療法診療料Ⅰ

☆外来排尿自立指導料

☆下肢創傷処置管理料

☆下肢末梢動脈疾患指導管理加算

☆画像診断管理加算Ⅰ

☆肝炎インターフェロン治療計画料

☆がん患者指導管理料イ・ロ・ハ

☆がん性疼痛緩和指導管理料

☆冠動脈CT撮影加算

☆緊急整復固定加算及び緊急挿入加算

☆クラウン・ブリッジ維持管理料

☆経皮的冠動脈形成術(特殊カテーテルによるもの)

☆ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術  
(乳房切除後)一次二期的再建

☆検体検査管理加算4

☆抗悪性腫瘍剤処方管理加算

☆呼吸器リハビリテーション料Ⅰ

☆骨移植術(軟骨移植術を含む。)(同種骨移植(非生体)(同種骨移植特殊なものに限る。))

☆コンタクトレンズ検査料Ⅰ

☆在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料

☆在宅療養後方支援病院

☆時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト

☆小児外来診療料

☆神経学的検査

☆人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算

☆人工腎臓(慢性維持透析を行った場合Ⅰ)

☆心臓ペースメーカー指導管理料(注5)

☆心大血管疾患リハビリテーション料Ⅰ

☆早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術

☆脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術

☆組織拡張器による再建手術(一連につき)  
(乳房(再建手術)の場合に限る。)二次再建

☆大動脈バルーンパンピング法(IABP法)

☆貯血式自己血輸血管理体制加算

☆透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

☆導入期加算2

☆腎代替療法実績加算

☆腎代替療法指導管理料

☆糖尿病合併症管理料

☆糖尿病透析予防指導管理料

☆ニコチン依存症管理料

☆二次性骨折予防継続管理料Ⅰ・2・3

☆入院時食事療養(I)・入院時生活療法(I)

☆乳腺悪性腫瘍手術

(乳がんセンチネルリンパ節加算2)

☆乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術

(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存

☆乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの)

☆乳腺炎重症化予防ケア・指導料

☆廃用症候群リハビリテーション料Ⅰ

☆ハイリスク妊娠婦連携指導料Ⅰ

☆病理診断管理加算Ⅰ

☆婦人科特定疾患治療管理料

☆ペースメーカー移植術及びペースメーカー  
一交換術

☆ヘッドアップティルト試験

☆麻酔管理料Ⅰ

☆無菌製剤処理料

☆夜間休日救急搬送医学管理料

☆夜間休日救急搬送医学管理料の注3に対  
する救急搬送看護体制加算Ⅰ

☆薬剤指導管理料

☆輸血管理料2

☆輸血適正使用加算

☆緑内障手術

(水晶体再建術併用ドレーン挿入術)

(流出路再建術(眼内法))

(濾過胞再建術(needle法))

☆歯科疾患管理料の注11に規定する総合

☆医療管理加算及び歯科治療時医療管理料

☆糖尿病透析予防指導管理料

高度腎機能障害患者指導加算

☆療養・就労両立支援指導料の注3に規定  
する相談支援加